

かつらぎ町役場からのお知らせ

町民の皆様には、平素より町行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
国は、9月30日で、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置地域の指定をすべて解除しました。
宣言等は解除されたものの、町民の皆様には、感染拡大を予防するため、引き続き、基本的な感染予防対策をお願いします。
なお、町では10月以降、コロナ禍における町独自の支援策としてクーポン券発行のほか、下記のとおり各種事業を実施します。
社会経済活動の維持と感染拡大防止の両立を図るため、今後も皆様お一人おひとりのご理解とご協力をお願いします。

令和3年10月1日

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

★かつらぎ町応援クーポン券（第3弾）

新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている町民生活を応援するために「かつらぎ町応援クーポン券 第3弾」の発行事業を行います。

- 【クーポン額面】 500円券×10枚（1冊 5,000円／1人当たり）
【対象者】 令和3年10月8日時点でかつらぎ町に住民登録されている全町民
【クーポン券送付】 世帯全員分のクーポン券を世帯主の方へ送付（10月下旬から発送開始）
【使用期間】 令和3年11月6日（土）～令和4年1月31日（月）
【使用できるお店】 クーポン券発送時に10月13日時点の取扱店舗一覧を同封します。
※最新の店舗情報は町ホームページをご覧ください。



【お問い合わせ先】 新型コロナウイルス感染症対策総合窓口（0736-22-0300 代表）

★飲食・宿泊・サービス業等支援金給付事業

町内店舗等で営業する事業者に対して、従業員数に応じて支援金を給付します。

- 【要件】
1. 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であること。
 2. 町内の店舗等（店舗、宿泊施設、工場又は事業所）において対象業種を事業として営む事業者であること。
 3. 令和3年4月から9月のいずれかの月と、令和元年又は令和2年の同月比較において減少率が30%以上であり、対象月を含む3か月の売上が15万円以上あること。
 4. 事業継続の意思がある者であること。

【支援金額】

対象店舗等で常時使用する従業員数	支援金の額
0～5人	15万円
6～20人	30万円
21人～50人	45万円
51人～	60万円

*町内店舗等で対象業種に従事する従業員に限る

【申請受付開始】 令和3年10月中旬頃を予定（申請受付開始日は改めてお知らせします。）

【申請期限】 令和4年1月31日（月）を予定

【お問い合わせ及び申請先】 新型コロナウイルス感染症対策総合窓口（0736-22-0300 代表）



★水道料金の減免について

新型コロナウイルス感染症に関連した経済的影響を踏まえ、町民の生活や経済活動を支援するため、水道料金の基本料金とメーター使用料を減免します。

【対象】 かつらぎ町が管理する水道施設使用者（事業所含む）

【期間】 令和3年11月使用分（令和3年12月請求分）から令和4年1月使用分（令和4年2月請求分）まで3カ月間

【内容】 水道料金の基本料金とメーター使用料を減免します。

口座振替の場合は減免額を差し引いた額を振替させていただきます。納付書による納付の場合は減免額を差し引いた額の納付書を送付させていただきます。減免後の額が0円の場合は、納付書は送付しません。

【お問い合わせ先】 かつらぎ町上下水道課（0736-22-6566）

★学生支援緊急給付金給付事業

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により経済的に困窮する大学生等に対して学びを継続する学資金を給付します。

【対象者】 令和3年10月1日時点でかつらぎ町の住民基本台帳に登録されている大学生等、または、かつらぎ町の住民基本台帳に登録されている保護者等がいる住所地が町外の大学生等であって、次の表のいずれかに該当する者。

(※1) 大学生等・・・学校教育法に基づき設置された大学（短期大学及び大学院を含む。）、高等専門学校（第4学年以上に限る。）及び専門学校（専修学校の専門課程に限る。）に在学する者をいう。

(※2) 保護者等・・・大学生等が未成年者である場合にあってはその保護者（親権を行う者又は後見人をいう。）成年者である場合にあっては、父母兄弟又はこれに代わる者をいう。

《給付要件》

奨学金等の制度の給付、貸付等を受けている大学生等	国、地方公共団体又はその他公的機関（独立行政法人、認可法人、特殊法人又はそれらに類するもの）が実施する奨学金等の制度（金融機関の教育ローン等は除く。）を受けている場合
新型コロナウイルス感染症の影響（減収・雇止め等）に対する給付若しくは貸付等の支援制度を受けている大学生等又は当該支援制度を受けている保護者等がいる大学生等	新型コロナウイルス感染症の影響に対する公的支援の制度として新設されたもの、拡充されたもの、あるいは新型コロナウイルス感染症の影響であることを申し込み事由の一つとして認めている制度を受けている場合 ※ なお、世帯構成に基づき一律に給付されるものは除く。
その他	新型コロナウイルス感染症の影響により失業した保護者等のいる大学生等

【給付金額】 給付対象者1人につき20万円

【申請期間】 令和3年10月4日（月）から令和4年1月31日（月）まで
《郵送の場合、当日消印有効》

【申請に必要な書類】

- (1) 大学生等であることを証する書類 (2) 給付対象者の口座の通帳の写し
(3) 上記給付要件に該当していることを証する書類 (4) 代理申請の場合は代理人の本人確認書類
(5) 受給者の住所地がかつらぎ町以外の場合は、かつらぎ町に住所地がある保護者等の続柄がわかる書類

【お問い合わせ及び申請先】 新型コロナウイルス感染症対策総合窓口（0736-22-0300 代表）



★抗原検査キット配布事業

町内のこども園、幼稚園、小学校及び中学校の教職員等及び小学4年生以上の児童生徒が学校等で発熱、せき、喉の痛みなどがある場合に、抗原検査を実施するため抗原検査キットを各学校等に配布します。

【配布先】 町内のこども園、幼稚園、小学校及び中学校

【使用対象者】 こども園、幼稚園、小学校及び中学校の教職員等・小学4年生以上の児童生徒

【使用要件】 学校等への登校後に発熱、せき、喉の痛みなどの症状がある場合、本人の同意を得たうえで使用します。
(児童生徒については、速やかな帰宅が困難である等の事情のある者で、かつ保護者の同意を得られた児童生徒自らが検体採取できる者に限ります。)

※ 直ちに医療機関を受診できる場合は、検査の実施を待たずに速やかに医療機関を受診していただきます。

【お問い合わせ先】 かつらぎ町教育委員会 教育総務課（0736-22-0303 代表）

感染者患者や関係者等への配慮	新型コロナウイルス感染者やそのご家族及び対策に携わった方々に対し、誤った情報や不確かな情報による不当な差別や偏見、いじめ、SNSでの誹謗中傷などはあってはならないことです。町民の皆様には冷静な対応をお願いいたします。
----------------	--

当該折込みは、町ホームページでもご覧になれます。

折込み及びホームページをご覧になれない世帯にはご近所、お友達よりお知らせしてあげてください。

【総合お問い合わせ先】 新型コロナウイルス感染症対策総合窓口

☎ 0736-22-0300（代表） 平日 8:30～17:15 休日 8:30～17:00（日直対応）

【※お願い】 待ち時間を減らしスムーズな相談対応を行うため、来庁相談については事前予約をお願いいたします。